



2025年2月28日

各位

会社名 日本製鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 COO 今井 正
(コード番号 5401 東証プライム、名証、福証、札証)
問合せ先 広報センター所長 有田 進之介
(TEL 03-6867-2135、2141、2146、3419)

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「山陽特殊製鋼株式会社株式(証券コード5481)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
及び公開買付開始公告の一部訂正に関するお知らせ

日本製鉄株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、山陽特殊製鋼株式会社(コード番号:5481、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象とする金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2025年2月3日より開始しておりますが、公開買付者が、2025年2月26日付で、戦略製品検査局(Inspectorate of Strategic Products)から、スウェーデン外国直接投資法(Foreign Direct Investments Act)に基づく、本公開買付けによる対象者株式の取得に関する対内直接投資の事前届出について、措置を講じることなく審査を終了することを決定した旨の通知を受けたこと、及び公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が2025年2月27日に終了したことに伴い、公開買付者が2025年2月3日付で提出した公開買付届出書(2025年2月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年2月3日付公開買付開始公告(以下「本公開買付開始公告」といいます。)につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するとともに、当該通知を新たに添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、本日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025年1月31日付「山陽特殊製鋼株式会社株式(証券コード5481)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2025年2月19日付で公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「山陽特殊製鋼株式会社株式(証券コード5481)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)を下記のとおり訂正の上、本公開買付開始公告の訂正内容と併せて、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。

記

訂正箇所には下線を引いております。

- I. 2025年1月31日付「山陽特殊製鋼株式会社株式(証券コード5481)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2025年2月19日付で公表した「(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「山陽特殊製鋼株式会社株式(証券コード5481)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)の訂正内容

(訂正前)

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日開催の取締役会において、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式を28,863,844株（所有割合（注1）：52.98%）所有する対象者の筆頭株主（注2）であり、公開買付者の完全子会社である日鉄物流株式会社（所有株式数33,937株、所有割合：0.06%）及び日鉄テックスエンジ株式会社（所有株式数20,200株、所有割合：0.04%）並びに公開買付者の連結子会社である日鉄プロセッシング株式会社（所有株式数600株、所有割合：0.00%）を通じた間接所有分と合わせて対象者株式28,918,581株（所有割合：53.08%）を所有することにより、対象者を連結子会社としております。

<後略>

(訂正後)

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日開催の取締役会において、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式を28,863,844株（所有割合（注1）：52.98%）所有する対象者の筆頭株主（注2）であり、公開買付者の完全子会社である日鉄物流株式会社（所有株式数33,937株、所有割合：0.06%）及び日鉄テックスエンジ株式会社（所有株式数20,200株、所有割合：0.04%）並びに公開買付者の連結子会社である日鉄プロセッシング株式会社（所有株式数874株（日鉄プロセッシング株式会社の所有株式数には、対象者の取引先持株会における持分に相当する株式274株（小数点以下切捨て）が含まれています。）、所有割合：0.00%）を通じた間接所有分と合わせて対象者株式28,918,855株（所有割合：53.08%）を所有することにより、対象者を連結子会社としております。

<後略>

(訂正前)

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①	名称	山陽特殊製鋼株式会社
②	所在地	兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮本 勝弘
④	事業内容	鋼材事業 軸受鋼、機械構造用鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、工具鋼などの各種特殊鋼製品の製造・販売 粉末事業 金属粉末・粉末成形品の製造・販売 素形材事業 特殊鋼棒鋼・鋼管を素材とする素形材製品の製造・販売 その他

	情報処理等のサービス提供										
⑤	資本金 53,800 百万円										
⑥	設立年月日 1935 年 1 月 11 日										
⑦	<table border="1"> <tr> <td>大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)</td> <td> 日本製鉄株式会社 52.98% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 7.06% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 6.71% 山陽特殊製鋼共栄会 5.19% 山陽特殊製鋼従業員持株会 1.47% 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 1.14% 野村信託銀行株式会社 (投信口) 0.91% 株式会社三井住友銀行 0.59% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部) 0.59% JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部) 0.58% </td> </tr> </table>	大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)	日本製鉄株式会社 52.98% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 7.06% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 6.71% 山陽特殊製鋼共栄会 5.19% 山陽特殊製鋼従業員持株会 1.47% 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 1.14% 野村信託銀行株式会社 (投信口) 0.91% 株式会社三井住友銀行 0.59% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部) 0.59% JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部) 0.58%								
大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)	日本製鉄株式会社 52.98% 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 7.06% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 6.71% 山陽特殊製鋼共栄会 5.19% 山陽特殊製鋼従業員持株会 1.47% 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 1.14% 野村信託銀行株式会社 (投信口) 0.91% 株式会社三井住友銀行 0.59% STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部) 0.59% JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部) 0.58%										
⑧	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">上場会社と対象者の関係</td> </tr> <tr> <td>資本関係</td> <td>公開買付者は、本日現在、間接所有分と合わせて対象者株式 28,918,581 株 (所有割合 : 53.08%) を所有することにより、対象者を連結子会社としております。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>本日現在、対象者の取締役 12 名のうち、1 名が公開買付者の常務執行役員としての地位を有しており、4 名が公開買付者の出身者であります。また対象者の取締役を兼務していない執行役員 8 名のうち、1 名が公開買付者の出身者であります。 上記のほか、2024 年 12 月 31 日現在、対象者の従業員 4 名がその他公開買付者グループ各社に出向しており、公開買付者の従業員 8 名が対象者グループに出向しております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>対象者グループは、公開買付者との間で、2006 年 2 月の業務提携の合意に基づき、鋼材の生産を相互に受委託しております。</td> </tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td> <td>対象者は、公開買付者の連結子会社であり、公開買付者と対象者は相互に関連当事者に該当します。</td> </tr> </table>	上場会社と対象者の関係		資本関係	公開買付者は、本日現在、間接所有分と合わせて対象者株式 28,918,581 株 (所有割合 : 53.08%) を所有することにより、対象者を連結子会社としております。	人的関係	本日現在、対象者の取締役 12 名のうち、1 名が公開買付者の常務執行役員としての地位を有しており、4 名が公開買付者の出身者であります。また対象者の取締役を兼務していない執行役員 8 名のうち、1 名が公開買付者の出身者であります。 上記のほか、2024 年 12 月 31 日現在、対象者の従業員 4 名がその他公開買付者グループ各社に出向しており、公開買付者の従業員 8 名が対象者グループに出向しております。	取引関係	対象者グループは、公開買付者との間で、2006 年 2 月の業務提携の合意に基づき、鋼材の生産を相互に受委託しております。	関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者の連結子会社であり、公開買付者と対象者は相互に関連当事者に該当します。
上場会社と対象者の関係											
資本関係	公開買付者は、本日現在、間接所有分と合わせて対象者株式 28,918,581 株 (所有割合 : 53.08%) を所有することにより、対象者を連結子会社としております。										
人的関係	本日現在、対象者の取締役 12 名のうち、1 名が公開買付者の常務執行役員としての地位を有しており、4 名が公開買付者の出身者であります。また対象者の取締役を兼務していない執行役員 8 名のうち、1 名が公開買付者の出身者であります。 上記のほか、2024 年 12 月 31 日現在、対象者の従業員 4 名がその他公開買付者グループ各社に出向しており、公開買付者の従業員 8 名が対象者グループに出向しております。										
取引関係	対象者グループは、公開買付者との間で、2006 年 2 月の業務提携の合意に基づき、鋼材の生産を相互に受委託しております。										
関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者の連結子会社であり、公開買付者と対象者は相互に関連当事者に該当します。										

(注)「⑦ 大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)」は、対象者半期報告書に記載された「大株主の状況」より引用しております。

(訂正後)

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①	名称	山陽特殊製鋼株式会社
②	所在地	兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字 3007 番地
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮本 勝弘
④	事業内容	鋼材事業 軸受鋼、機械構造用鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、工具鋼などの各種特殊鋼製品の製造・販売 粉末事業 金属粉末・粉末成形品の製造・販売 素形材事業

	特殊鋼棒鋼・鋼管を素材とする素形材製品の製造・販売 その他 情報処理等のサービス提供																				
⑤ 資本金	53,800 百万円																				
⑥ 設立年月日	1935 年 1 月 11 日																				
⑦ 大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)	<table border="0"> <tr> <td>日本製鉄株式会社</td> <td>52.98%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本カストディ銀行 (信託口)</td> <td>7.06%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>6.71%</td> </tr> <tr> <td>山陽特殊製鋼共栄会</td> <td>5.19%</td> </tr> <tr> <td>山陽特殊製鋼従業員持株会</td> <td>1.47%</td> </tr> <tr> <td>伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社</td> <td>1.14%</td> </tr> <tr> <td>野村信託銀行株式会社 (投信口)</td> <td>0.91%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三井住友銀行</td> <td>0.59%</td> </tr> <tr> <td>STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)</td> <td>0.59%</td> </tr> <tr> <td>JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)</td> <td>0.58%</td> </tr> </table>	日本製鉄株式会社	52.98%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7.06%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.71%	山陽特殊製鋼共栄会	5.19%	山陽特殊製鋼従業員持株会	1.47%	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	1.14%	野村信託銀行株式会社 (投信口)	0.91%	株式会社三井住友銀行	0.59%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.59%	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.58%
日本製鉄株式会社	52.98%																				
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7.06%																				
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.71%																				
山陽特殊製鋼共栄会	5.19%																				
山陽特殊製鋼従業員持株会	1.47%																				
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	1.14%																				
野村信託銀行株式会社 (投信口)	0.91%																				
株式会社三井住友銀行	0.59%																				
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.59%																				
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.58%																				
⑧ 上場会社と対象者の関係																					
資本関係	公開買付者は、本日現在、間接所有分と合わせて対象者株式 28,918,855 株 (所有割合 : 53.08%) を所有することにより、対象者を連結子会社としております。																				
人的関係	本日現在、対象者の取締役 12 名のうち、1 名が公開買付者の常務執行役員としての地位を有しており、4 名が公開買付者の出身者であります。また対象者の取締役を兼務していない執行役員 8 名のうち、1 名が公開買付者の出身者であります。 上記のほか、2024 年 12 月 31 日現在、対象者の従業員 4 名がその他公開買付者グループ各社に外向しており、公開買付者の従業員 8 名が対象者グループに外向しております。																				
取引関係	対象者グループは、公開買付者との間で、2006 年 2 月の業務提携の合意に基づき、鋼材の生産を相互に受委託しております。																				
関連当事者への 該当状況	対象者は、公開買付者の連結子会社であり、公開買付者と対象者は相互に関連当事者に該当します。																				

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在) 」は、対象者半期報告書に記載された「大株主の状況」より引用しております。

(訂正前)

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	288,638 個	(買付け等前における株券等所有割合 52.98%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)

買付け等後における公開買付者 の 所有株券等に係る議決権の数	544,823 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者 の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	544,823 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。また、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は 0 個と記載しております。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正した内容を開示する予定です。

<後略>

(訂正後)

2. 買付け等の概要

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者 の 所有株券等に係る議決権の数	288,638 個	(買付け等前における株券等所有割合 52.98%)
買付け等前における特別関係者 の 所有株券等に係る議決権の数	1,143 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.21%)
買付け等後における公開買付者 の 所有株券等に係る議決権の数	544,823 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者 の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	544,823 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。また、特別関係

者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は0個と記載しております。

<後略>

(訂正前)

2. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間の末日の前日までに、スウェーデン外国直接投資法（Foreign Direct Investments Act）に基づき戦略製品検査局（Inspectorate of Strategic Products）の審査が終了した旨の通知を受けられなかった場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

2. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

(訂正前)

1. 公開買付けの目的

公開買付者は、2025年1月31日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している山陽特殊製鋼株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式を28,863,844株（所有割合（注1）：52.98%）所有する対象者の筆頭株主（注2）であり、公開買付者の完全子会社である日鉄物流株式会社（所有株式数33,937株、所有割合：0.06%）及び日鉄テックスエンジ株式会社（所有株式数20,200株、所有割合：0.04%）並びに公開買付者の連結子会社である日鉄プロセッシング株式会社（所有株式数600株、所有割合：0.00%）を通じた間接所有分と合わせて対象者株式28,918,581株（所有割合：53.08%）を所有することにより、対象者を連結子会社としております。

<後略>

(訂正後)

1. 公開買付けの目的

公開買付者は、2025年1月31日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している山陽特殊製鋼株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（ただし、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式を28,863,844株（所有割合（注1）：52.98%）所有する対象者の筆頭株主（注2）であり、公開買付者の完全子会社である日鉄物流株式会社（所有株式数33,937株、所有割合：0.06%）及び日鉄テックスエンジ株式会社（所有株式数20,200株、所有割合：0.04%）並びに公開買付者の連結子会社である日鉄プロセッシング株式会社（所有株式数874株（日鉄プロセッシング株式会社の所有株式数には、対象者の取引先持株会における持分に相当する株式274株（小数点以下切捨て）が含まれています。）、所有割合：0.00%）を通じた間接所有分と合わせて対象者株式28,918,855株（所有割合：53.08%）を所有することにより、対象者を連結子会社としております。

<後略>

(訂正前)

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付け期間の末日の前日までに、スウェーデン外国直接投資法(Foreign Direct Investments Act)に基づき戦略製品検査局 (Inspectorate of Strategic Products) の審査が終了した旨の通知を受けられなかった場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付け者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を公開買付け期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

公開買付者は「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

公開買付者は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の完全な裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。